

京都市告示第108号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成28年5月24日付で認可した秤口町内会、令和2年9月16日付で認可した東若宮町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月22日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 秤口町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	池野 寛康	大木 弘三
代表者の住所 及び所在地	京都市上京区日暮通出水 上る秤口町161番地2	京都市上京区日暮通出水 上る秤口町158番地3

2 東若宮町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	三ツ谷 和信	内藤 幸男
代表者の住所 及び所在地	京都市上京区鞍馬口通 大宮東入東若宮町57番地2	京都市上京区東若宮町 67番地の7

(文化市民局地域自治推進室)